

四国地方は、急峻な山地が多く、地質が脆弱であるとともに、台風常襲地帯として多雨地域が広がっており、水害の起こりやすい自然条件下にある。加えて、近年においては、気候変動等の影響により激甚化あるいは局地化する豪雨や台風により甚大な被害が発生しており、過去10年間の四国地方一人当たり水害被害額は、全国平均の約2.7倍となっており、他の地域と比較し劣悪な水準にある。

このような状況下において、平成26年8月の台風12号、11号による記録的な大雨により、四国の多いところでは、10日間で2,000mmを超える降雨を記録し、各地で深刻な浸水被害が発生した。昨年も7月の台風11号による豪雨により、徳島県那賀川水系において、2年連続で大規模な浸水被害が発生するなど、極めて深刻な状況が発生している。

また、昨年9月の関東・東北豪雨により、鬼怒川などで、堤防の決壊や越水が発生し、尊い人命と多くの資産が失われた。国土交通省においては、この災害の経験を踏まえ、社会全体で洪水に備えるため、「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿江市町村において、平成32年度を目途にハード対策とソフト対策が一体となった水防災意識社会を再構築する取組みを行うこととしている。

被災地では、早期の再度災害防止に向けて、復旧作業等に全力を挙げて取り組んでおり、特に直轄事業においては、昨年度に床上浸水対策特別緊急事業を迅速に採択いただき、事業に着手していただいている。しかしながら、四国の地形的特性から、このような被害が他の水系でも起こりうる危険な状況であること、全国に先駆けて高齢化が進展していることを踏まえ、早急な復旧・再度災害の防止を迅速に行うとともに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組みを推進し、予防的な治水施設の整備をはじめ、大規模洪水を想定し、広範な避難体制を構築するとともに、円滑な避難行動や災害時に迅速に対応できる危機管理体制の強化を早急に進めることが求められている。

他方、四国地方では、長期間にわたる断水を余儀なくされた平成6年の大渇水に加え、平成17年、20年にも早明浦ダムの利水容量が底をつくなど、渇水も頻発しており、各地で日常生活や社会経済活動に計り知れない被害や影響を及ぼしている。

さらに、本年4月に発生した「平成28年熊本地震」における甚大な被害を目の当たりにし、南海トラフを震源とする地震の発生が切迫している四国地方においては、一度発生すれば、極めて甚大な被害が予想され、目前に迫る脅威に対し、早急な地震・津波対策も不可欠となっている。

一方、四国地方には、四万十川に代表される豊かで潤いのある河川や水辺空間が今なお多数残されていることから、行政と地域が連携し、美しい景観や豊かな自然環境を備えた水辺を再生・創出することにより、魅力と活力のあるまちづくりが求められている。

治水事業は、洪水などの災害から国民の生命や財産を守り、健康で豊かな生活環境と安全で活力ある社会を実現するための最も根幹をなす社会資本整備である。四国地方における治水事業予算は、近年の厳しい予算環境の中、格別のご配慮をいただき、近年完成した波介川河口導流路、吉野川のほたる川排水機場、肱川の上老松地区土地利用一体型水防災事業等の整備により、浸水リスクが大幅に低減され地域住民の生活及び生産活動の安定・活性化が図

られている。四国における地方創生・人口減少の克服のためにも、より一層の治水施設の整備と既存施設の機能維持が望まれていることから、いかに財政が危機的な状況にあっても、「国家百年の計」として国が地方と適切な役割分担のもと、責任を持って着実に実施しなければならない。

しかしながら、近年の治水事業関係予算の確保は厳しく、老朽化した治水関係施設の割合も大きくなっており、その維持管理・更新費も大きく伸びてきている。このため、地域住民の安全・安心の確保に責務を負う我々としては、このような喫緊の課題への対応に支障をきたすのではないかと危惧しているところである。

については、本総会の総意に基づき、安全で安心な国土を実現し、子々孫々に引き継ぐべく、次の事項を国会並びに政府に対し強く要望する。

記

- 1 国土保全上または地方創生を実現するために特に重要な水系については、災害から国民の生命や財産を守り、社会経済活動が確実に守られるよう、国が地方と適切な役割分担のもと、責任を持って引き続き河川の管理を行うとともに、治水対策の観点から必要不可欠な堤防やダムなどの根幹的な治水施設の整備を強力かつ計画的に推進すること。
- 2 地球温暖化に伴う気候変動による豪雨が激化傾向にあり、観測史上最大の降雨が各地で頻発するなど、洪水被害の拡大が懸念されることから、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく、予防的な治水施設整備を推進するとともに、洪水や高潮等のハザードマップ作成の支援や円滑かつ迅速な避難誘導に資する情報提供の充実等、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を強力に推進すること。併せて、大規模災害時に「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」が行う広域的な防災活動に必要な装備及びシステムの充実・強化を図ること。
- 3 地方の国土強靱化の取組が円滑に実施できるよう、総合的な防災・減災対策の実施や社会資本の老朽化対策を計画的に進めて行く必要があることから、社会資本整備財源の安定的な確保や、緊急防災・減災事業債の恒久化をはじめ起債制度の拡充を図ること。
- 4 河川管理施設の長寿命化を図り、既存施設の有効活用や維持管理費を含めたライフサイクルコストの縮減を図る戦略的な維持管理・更新を推進し、施設の適正な維持管理をするための必要な予算を確保すること。また、各地で恒常的に発生する渇水に備え、地域の実情に応じた水資源の確保を図ること。
- 5 南海トラフ地震による壊滅的な被害を軽減するため、堤防や樋門などの地震・津波対策を着実に推進するとともに、被災後の迅速な復旧・復興を支えるアクセス網の整備を早急に進めること。

- 6 平成26年8月の台風12号、11号のように、時期が近接した災害は、一連の複合災害として捉え、災害救助法の適用範囲を柔軟に設定できるようにするとともに、小規模自治体に配慮した適用基準の見直しを行うこと。併せて、災害規模によって、市町村ボランティアセンターの設置、運営等の経費等を災害救助法の支援対象とするなど支援内容の充実を図ること。
- 7 河川や水辺の持つ多様な機能や地域の特性を活かしながら、歴史、風土等に根ざした魅力ある良好な河川環境の形成を推進すること。また、地域住民による河川愛護活動を支援するとともに、まちづくりと一体となった魅力ある水辺空間を創造するための施策を充実すること。
- 8 国土の強靱化や広域災害対応などで重要な役割を担っている国土交通省の地方整備局及び各事務所など出先機関の事務機能の強化を図ること。

以上決議する。

平成28年7月12日

第49回四国治水期成同盟連合会総会